

南知多ごみ減量化通信

～ 第 2 号 ～

令和2年7月



令和3年4月からの出し方(家庭系ごみについて)

家庭系可燃ごみ

○集積所に出す場合

指定ごみ袋(黄色)⇒有料の新しい指定ごみ袋(色未定)

- ・新しい指定ごみ袋は、令和3年2月から販売予定
- ・これまでの指定ごみ袋(黄色)は、令和3年4月から使えなくなります。
- ・これまでの指定ごみ袋(黄色)の買戻は令和3年5月以降に実施予定
- ・買戻価格は、購入時よりも安くなるので、計画的に使い切ってください。

○クリーンセンターに直接持って行く場合

無料⇒100円/10kg

(注意：有料の指定ごみ袋でクリーンセンターに搬入しても、100円/10kgが必要ですが、有料の指定ごみ袋に入れて搬入しないでください。)

ミックスペーパー

これまでと変更ありません(無料)。

○集積所へ出す場合

ミックスペーパー専用の指定ごみ袋(白色)に入れて、ミックスペーパーの収集日にごみ集積所へ出してください。

○クリーンセンターに直接持って行く場合

クリーンセンターで出すことはできますが、クリーンセンター混雑緩和のため、できるだけ地域の集積所へ出してください。

プラスチック製容器包装

令和3年4月から始まる新しい分別です（無料）。

○集積所に出す場合

令和3年2月から販売する、新しいプラスチック製容器包装専用の指定ごみ袋に入れて出してください。収集日は、調整中ですので、決まり次第お知らせします。

○クリーンセンターに直接持って行く場合

クリーンセンターで出すことはできますが、クリーンセンター混雑緩和のため、できるだけ地域の集積所へ出してください。

プラスチック製容器包装とは？

プラスチック製容器包装とは、次の①と②のどちらにもあてはまるものです。

- ①商品を入れる、または包むもの
- ②商品が消費されたら不要になるもの

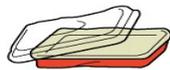
また、商品を入れるもの＝「容器」、商品を包んだもの＝「包装」をプラスチック製容器包装といいます。



左の「プラマーク」が表示されているものは、プラスチック製容器包装です。

プラスチック製容器包装のほとんどに、上記のプラマークが付いています。

具体的には卵のパック、弁当やカップ麺の容器、洗剤やシャンプーの容器、レジ袋やスナック菓子の袋などがあります。



プラマークが付いていなくても、プラスチック製容器包装の対象になるものがあります。商品を入れる・包む、商品が消費されたら不要になるかどうかで判断します。詳しくは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の作成した動画「プラスチック製容器包装 分別排出のポイント」をご覧ください。

※YOUTUBEのため一部広告があります。



排出するときのポイント

①汚れを落とす

- ・お菓子の袋は、食べ残しのカスをしっかり取り除いてください。
- ・カップ焼きそばなど油分やカスが付いているときは、洗剤で洗いましょう。
- ・マヨネーズなどのチューブは、水または洗剤を含んだ水で中を洗います。

②洗っても、汚れが残ったときは、可燃ごみへ

- ・収集されたプラスチック製容器包装は品質検査を受けます。対象外のものが10%以上入ると、イエローカードが出され、続けて悪いとレッドカードです。こうなると、プラスチック容器包装の引受が拒絶され、リサイクルができなくなります。

プラスチック製容器包装の対象ではないものは?

「対象ではない」代表的なもの

- ①プラスチック製のスプーン・フォーク：可燃ごみ（スプーン・フォークの外包装がプラスチック製の時は、外包装のみ対象です）
- ②汚れたラップ類：可燃ごみ
- ③汚れの取れなかったチューブ類、レトルトパック：可燃ごみ
- ④クリーニングのカバー袋：可燃ごみ（クリーニングした服は商品ではないため。）

粗大ごみ

令和3年4月から有料になります。家庭系粗大ごみは、100円/10kg。

- クリーンセンターへ直接搬入
- 篠島・日間賀島地区の家庭系粗大ごみに限り、島内の指定する場所・日時に出せますが、有料になります（事業で出た粗大ごみは、出してはいけません）。

草・剪定枝

○集積所に出す場合

可燃ごみとして出してください。有料の指定ごみ袋を利用して出していただく予定ですが、サイズや指定ごみ袋の使い方については、決まり次第お知らせします。

○クリーンセンターに直接持って行く場合（無料）

クリーンセンターの指定場所に搬入してください。資源化します。

いただいた質問とその回答

Q1 容器包装以外のプラスチック製品（プラスチック製の日用雑貨、文房具、園芸用品など）はプラスチック製容器包装に含まれますか？

A1 商品を入れる（容器）または包む（包装）ものが容器包装として対象になります。このため、プラスチック製であっても、容器または包装ではないものは、対象に含まれません。

Q2 「プラスチック製容器包装」は、汚れが付いたまま出せますか。例えば、食品のたれ、油、味噌、菓子の袋、シャンプーの詰め替え袋など。

A2 汚れが残っていた場合、プラスチック製容器包装として出せません。汚れがない状態にしてください。汚れが残ってしまうときは、可燃ごみとして出しましょう。

Q3 分別されたプラスチック製容器包装は、燃やすのか、再利用するのか。

A3 すべて再利用に仕向けられていますが、再商品化の工程で出た残渣の一部が単純に焼却処分されています。容器包装の再商品化、有効利用を引き受ける公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページより、平成30年度の実績を抜粋します。

協会が引き取り再商品化事業者に委託した量 64.7万トン

- ・再商品化製品 42.2万トン
- ・再商品化の工程で出た残渣 22.5万トン

残渣のうち、単純に焼却される残渣は511トン、残りは主に固形燃料化、工業用燃料化、焼却エネルギー回収に利用されています。

ご質問を募集します！

お読みになって、ご質問等がありましたら、環境課までお寄せください。電話、ファクス、メール（様式は任意）で、ご質問内容をお伝えください。

いただいたご質問は、次回以降のごみ減量化通信にてご回答させていただきます。

発行者 南知多町役場 環境課 〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18

TEL 65-0711（131・132） Fax 65-0694 E-mail: kankyo@town.minamichita.lg.jp